

(2-4) 火災に強いまちの形成

施策 2-3-⑮	密集市街地の解消
施策 2-3-⑯	火災延焼防止帯の確保
施策 2-3-⑰	火災避難場所・経路の確保
施策 2-3-⑱	住宅・建築物等の不燃化

【取組の概要】

地震時に倒壊や火災等で大きい被害が想定される危険な密集市街地は、全国で約 25,000ha 存在しています。

(H7 年度建設省調査＊)

＊住宅棟数密度 60 棟/ha 以上で、老朽住宅棟数率 50%又は木造住宅等数密度 50 棟/ha 以上の地区を基本とした防災上危険と判断される市街地の面積

密集住宅市街地では、大規模地震時に同時多発的に出火しやすく、周辺の木造建築物への延焼が想定されます。一方、地区内の道路は狭く、緊急車両の通行通等が困難であり、効果的な消火活動が行われ難く、大火が生じる危険性が高くなります。

密集市街地を解消し、火災に強いまちを形成するためには、火災延焼防止帯の確保、火災の避難場所・経路の確保、住宅・建築物等の不燃化を進める必要があります。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・密集市街地は、形成経緯や現況から地域特性があり、特性に応じた整備方法を検討する必要があります。
- ・火災に強いまちづくりのための代表的な事業手法には以下のものがあり、これらをうまく活用し、都市基盤の改善を行う必要があります。
 - ・土地区画整理事業
 - ・住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）
 - ・防災街区整備事業
 - ・市街地再開発事業
 - ・狭あい道路整備等促進事業